

（趣旨）

第 1 条 国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）（以下「法」という。）第 10 条第 1 項に基づき組織されることとなる四国圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）において、全国計画閣議決定後、広域地方計画策定に向けた本格議論を開始できるよう四国圏プレ広域地方計画協議会（以下「プレ協議会」という。）を設置する。

（任務）

第 2 条 プレ協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 協議会の組織・運営に関する事項
- 二 全国計画中間とりまとめを踏まえた課題の抽出
- 三 広域地方計画策定に向けた基礎的な検討
- 四 その他必要な事項

（組織）

第 3 条 プレ協議会は、次に定める組織・機関の広域地方計画担当部長（又はこれと同等の者）を委員として組織する。

- 一 法第 10 条第 1 項の規定により国土形成計画法施行令第 2 条で定めるもの
- 二 法第 10 条第 2 項の規定に該当し、プレ協議会の承認を得たもの

（会長）

第 4 条 プレ協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、プレ協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長が委員の中からあらかじめ指名する会長代理がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 プレ協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（幹事会の設置）

第 6 条 プレ協議会の下に「四国圏プレ広域地方計画協議会幹事会」（以下「プレ幹事会」という）を設置する。

- 2 プレ幹事会は、プレ協議会の円滑な運営を補助し、実務的な調査・調整を行う。

(庶務)

第7条 プレ協議会の庶務は、四国地方整備局企画部及び建政部並びに四国運輸局企画観光部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、プレ協議会の議事の手続、プレ協議会の運営に関し必要な事項は、四国圏プレ広域地方計画協議会運営要領で定める。

附則

(施行期日)

第1条 本規則は、平成19年2月7日から施行する。

四国圏プレ広域地方計画協議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 四国圏プレ広域地方計画協議会（以下「プレ協議会」という。）の議事の手続その他プレ協議会の運営に関し必要な事項は、四国圏プレ広域地方計画協議会規則に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 プレ協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び協議事項を委員に通知する。

（書面による議事）

第3条 会長はやむを得ない理由によりプレ協議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもってプレ協議会の議決に代えることができる。

（会議の議事）

第4条 会長は、プレ協議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会議の議事は議決権を有する出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

3 議決権を有する委員は、一の組織・機関で1名とする。ただし、国の行政機関にあっては同一の支分部局で1名とする。

4 プレ協議会の会議の議事については、議事録を作成する。

（委員等の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、プレ協議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。

2 委員はあらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。

（合同協議会）

第6条 プレ協議会は、必要があると認めるときは、隣接圏域間の連携・調整を行うため、隣接圏域との合同協議会を行うことができる。

（その他）

第7条 その他プレ協議会の議事の手続、プレ協議会の運営に関し必要な事項は会長が定

める。

附則

(施行期日)

第1条 本運営要領は、平成19年2月7日から施行する。